

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 25 年度第 3 回枚方市都市景観審議会
開 催 日 時	平成 25 年 7 月 31 日（水曜） 14 時 00 分から 17 時 00 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 3 委員会室
出 席 者	会長：吉川委員 副会長：下村委員 委員：鶴島委員、岡委員、小野委員、恩地委員、木下委員、 多田委員、福山委員、山下委員
欠 席 者	なし
案 件 名	議案 1. 枚方宿歴史的景観建造物の指定について 議案 2. 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 議案 3. 枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について
提出された資料等の 名 称	次第 議案第 1 号 枚方宿歴史的景観建造物の指定について 議案第 2 号 枚方市都市景観基本計画改訂案の策定について 枚方市都市景観基本計画【改訂版】 枚方市都市景観基本計画 新旧対照表 枚方市都市景観基本計画【改訂版】の概要 議案第 3 号 枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について 枚方市景観計画(素案)骨子 ……………(資料 1) 枚方市景観条例(素案)の概要 ……………(資料 2) <参考資料> 枚方市屋外広告物条例(素案)での都市景観審議会の関わりについて ……………(資料 3) 平成 25 年度第 2 回枚方市都市景観審議会会議録
決 定 事 項	議案第 1 号については承認。議案第 2 号については修正意見の確認を会長に一任し、8 月 9 日から e-アンケートを実施する。議案第 3 号については今後も意見をいただきながら修正を進めていく。屋外広告物条例と審議会の関わりについては承認。 次回審議会は 9 月 25 日に開催する。8 月中に専門委員による専門部会を開催する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開（議案第 1 号については、個人情報が含まれる為、非公開）
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	5 人
所 管 部 署 ( 事 務 局 )	都市整備部 都市整備推進室

## 審 議 内 容

### 1 開 会

吉川会長： 定刻になりましたので、ただ今より平成25年度第3回枚方市都市景観審議会を開会いたします。それでは着席して進めさせていただきます。

本日は、梅雨が戻ってきたような大変蒸し暑い中、委員の皆様方には何かとお忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて本日は、これまで審議してまいりました「都市景観基本計画改訂(案)」に加え、「景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要」や、都市景観形成要綱に基づく枚方宿地区の「歴史的景観建造物の指定」について審議してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

また、本日の会議録の署名人は、委員の皆さんが一巡しましたので、私(吉川)と下村副会長が行うことといたします。

それでは始めに、本審議会の開催にあたり市を代表しまして、池水都市整備部長より、ご挨拶をお願いいたします。

池水部長： 開会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、日頃より本市行政にご支援、ご協力いただき誠にありがとうございます。また、お忙しい中にもかかわらず、本審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本審議会も今年度3回目となり、本日は、これまでご審議いただきました「枚方市都市景観基本計画改訂(案)」のとりまとめと、新たに景観法に基づく景観計画及び景観条例の素案についてご審議をお願いしたいと考えております。

また、今回で14件目となります「枚方宿歴史的景観建造物の指定について」の案件も予定しております。

特に枚方市都市景観基本計画の改訂につきましては、来週の8月9日から予定しております市民の意見を伺う「e-アンケート」の実施に向け、(案)のとりまとめが必要となりますのでよろしくお願いいたします。

それぞれの案件につきましては、後程、事務局よりご説明させていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

吉川会長： ありがとうございます。

次に、委員の皆様の出席状況の報告と、資料の確認を、事務局よりお願いいたします。

事務局： まず、委員の出席状況をご報告させていただきます。

本日は全員の委員の皆様にご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条の規定に基づく、委員総数の過半数に達しております。したがって、本会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。本日の資料につきましては、

- ・議事次第
- ・議案第1号資料として、枚方宿歴史的景観建造物の指定について
- ・議案第2号資料として、枚方市都市景観基本計画【改訂版】、【新旧対照表】、枚方市都市景観基本計画【改訂版】の概要
- ・議案第3号資料として、枚方市景観計画(素案)骨子、枚方市景観条例(素案)の概要
- ・参考資料として、枚方市屋外広告物条例(素案)での都市景観審議会の関わりについて、今後のスケジュール、前回の会議録となっております。過不足等ございませんか。

(資料を確認)

事務局： よろしいでしょうか。資料につきましては、以上でございます。

吉川会長： ただいま事務局より報告がありましたとおり、本日の審議会は成立しております。また、本審議会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき原則公開としておりますが、本日の議案等を確認したところ、議案第1号において個人情報が含まれているようです。事務局にお聞きしますが、この場合の取扱いはどういたしましょうか。

事務局： 昨年度の第1回審議会におきまして、個人情報が含まれている場合の取扱いは、非公開とすることをご確認いただいております。

吉川会長： わかりました。それでは本日の審議会は、議案第2号と第3号を公開と

することで進めます。

吉川会長： 本日、傍聴人はおられますか。

事務局： はい、傍聴を希望されている方が5名おられ傍聴願が提出されています。

吉川会長： 本日は審議会に傍聴願が提出されていますので、議案第1号を後にまわし、本審議会傍聴要領に基づき、議案第2号から第3号について傍聴を認めたいと思いますが、いかがでしょうか。

出席委員： （異議なしの声）

吉川会長： それでは、傍聴者が入場するまでの間、暫時休憩いたします。

（傍聴者入場）

吉川会長： 再開いたします前に傍聴される皆様方にお願いがございます。本審議会は円滑な議事を進行するために、拍手、発言、私語等は一切禁じております。なお、遵守されない場合は退場していただくこともございますので、よろしくご理解をお願いいたします。

## 2 審 議

吉川会長： それでは、審議会を再開いたします。

審議案件第2号「枚方市都市景観基本計画改訂(案)の策定について」事務局より説明を求めます。なお、本案件につきましては、昨年度より審議を重ねてまいりましたが、最終的に本審議会として取りまとめて市長に答申していくにあたり、市民のご意見を参考とするため、来週8月9日から、先程都市整備部長よりお話がありましたように、e-アンケートの実施を予定しております。従いまして、本日の審議ではひとつの節目として、改訂(案)をまとめていく必要がありますのでよろしくお願いいたします。

また、前回以降も事務局では、本日までに論点調整が進められたと思いますので、本日は、時間が限られた中ですので、前回以後の主要な内容変更の項目について説明を求め、そののち、序章から、順次確認をしていきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、「枚方市都市景観基本計画（改訂版）の策定について」について、前回6月13日の第2回審議会以降、各委員よりご意見をいただきました。また、庁内での委員会も開かれいくつかの意見が出ました。それらを踏まえての、主要な変更点について、ご説明いたします。

まず、「序章」でございますが、枚方のまちの形成についての記述を整理してほしいとのご意見をいただきました。P1、5行目に「その後、東海道の宿駅（しゅくえき）と」～「変わり始めました」までを挿入しました。P2、下段では、「自然と歴史を紡（つむ）ぐ、枚方の新しい景観づくり」のタイトルを追記し、文章と写真との整合を図る様、ご指摘をいただいた写真の追加や配置も含め改めました。また、写真の場所をわかりやすくのご意見も頂き、できる限り説明を加えることとしました。その他 わかりにくい表現や文脈の整理を行いました。

次に、第1章でございますが、P3下段右側のカットをわかりやすく改めました。P4上の図として、景観形成の対象領域の図について領域をより明確に示すよう修正しました。P4下の図として、「視点場と視対象」の図を挿入しました。P6の図ですが、前後の説明に合わせて必要な記載内容に改めました。また、P7の図ですが、景観は、多くの施策を横につなげてトータルに都市づくりを良いものに仕上げる役割があるので、そういった表現が必要とのご意見をいただき、相互に「連携・適合」という表現に修正しました。

次に、第2章でございますが、P10の自然景観特性に丘陵関連の記述が弱いとの指摘があり、中ほど、21行目に「市域中央部には微地形がみられ」と改め、微地形については、P119の用語の解説に追記しました。また、右の地形の図において凡例を加えました。P11の歴史景観特性の「旧集落」との表現は、本計画の全体にわたり「集落」と改めることとしました。

次に、第3章でございますが、見出しなど文章の構成をわかりやすくのご意見があり、この章、全体として見出しの構成を改めました。P18、文化活動の充実の項では、「総合文化施設等の整備を進めるとともに、さらなる文化活動の充実を図ることにより、景観への関心やまちの活性化につなげ」との表現に改めました。P21では、類型分類をわかりやすい表としました。

次に、第4章でございます。P43の図でございますが、色調を抑えたり、線を細くしたり工夫をしました。いくつかのパターンを作成し、比較的わかりやすいものを選びました。また、住宅地をグレーから淡い黄色とする

などの変更をしました。P65では、坂のまちゾーンで、2行目に「小さな丘の連なりが生み出す」との記述を加えました。P77では、7行目に里山の記載を追加しました。

次に、P107をご覧ください。第5章ですが、全体への指摘として、①企業や大学を巻き込んで、景観などの現状調査を行う、②景観計画の施策を具体化するためにモデル地区を指定して、行政も支援することで、他の地区より先行的に取り組んではどうか、③まちをデザインすることに行政も積極的な役割を果たし、地域の活性化に結び付けてはどうかなどのご意見やご提案がありました。また、景観基本計画であり、施策の取り組みの記述が詳細すぎるとの指摘も頂きました。こうしたことから、構成と記述の仕方や一部内容を見直しました。そこで、P107では、景観形成の主体と役割の市民・事業者・行政、それぞれの記述を整えるとともに、P108では、公共事業における良好な景観の創出は周辺への波及効果も高く、景観形成の先導役を果たす観点から、専門家のアドバイスを受け「まちをデザインする」視点に立ち地域の特性を活かした良好な景観づくりに努めます、などの記述に改めました。

P109では、景観形成の推進方策として、(1)推進体制づくりについて記述していますが、下の図に関して、今後、景観形成を重点的に推進する地区での推進体制のイメージとして示すこととしました。P110では、景観形成を実行する活動組織の育成などのテーマでイメージを示すこととしました。P111では、市民や事業者の参画の推進の項を整え、P112から、景観にかかる制度の整備と活用の項を整えるとともに、P113では、景観計画や景観条例につながるよう大規模建築物等の規制誘導の項を起こし、要綱による景観誘導から景観法に基づく規制誘導に取り組むと明確に記載するとともに、その補完として、審議会からもご指摘のあった、事業者などが景観形成に取り組む際の指針となるべきガイドライン等を設けることとしています。また、地域の特性に応じた景観づくりの項を起こし、景観計画での地域・区域・地区の指定につながるよう方向性を記述することとしました。

また、巻末資料としてP114からの資料1では、改訂の経緯を整え、P117からの資料2では、用語解説を記載することとしました。

次に、枚方市都市景観基本計画（改訂版）の概要 についてご説明いたします。A3の資料をご覧ください。この資料は、8月9日から実施を予定しております。e-アンケートの際に、ホームページへの掲載を予定しているものでございます。枚方市都市景観基本計画（改訂版）の掲載だけですと、

ご覧いただくには、データが重く、量も多いため、簡潔に内容を理解いただく為に用意したもので、その内容は、改訂版の抜粋となっております。

以上で、都市景観基本計画の説明といたします。

吉川会長： それでは、ただいま事務局より説明のありました件について、ご質問やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思っております。

なにぶん大部ですので、今一括でご説明いただきましたけれど、序章から順に処理をさせていただきたいと思っております。それではまず序章でのご意見やご質問などありますでしょうか。

序章は何度も審議を重ねてきているところでございます。時間も限られておりますので、もしご意見が無ければ1章に進みたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

下村副会長： 2頁目の写真の公園名なのですけれど、枚方水辺公園とは市営の公園なのですか。

事務局： 市営ではございません。

下村副会長： 淀川河川公園というのが正式名称ではないですか。

事務局： 淀川河川公園といいますのは、この場所だけではなくて、大阪市方面まで広がっておりますので、通常、愛称として「枚方水辺公園」と表記されているケースが多いです。

下村副会長： わかりました。結構です。

吉川会長： 全体としては河川敷ですから、国営公園ですよ。

序章は以上でよろしいでしょうか。では、1章に進みたいと思っております。

山下委員、P4の景観形成の対象領域の図はこれでよろしいでしょうか。前回議論のあったところですが。

山下委員： 結構です。

下村副会長： P7を拝見しているのですけれど、ちょうどこの絵のど真ん中の下向きの

グレー矢印内に「即する」と書いてあるのですが、これは何か意味があるのですか。

事務局： 総合計画との関係の部分の「即する」の件ですね。

下村副会長： はい、漢字の「即する」という表現が要るのかなあとお思いまして。

事務局： そうですね。法律の用語として「即する」という言葉が使われてございます。そういう表現にさせていただきました。

下村副会長： 総合計画に即しているという意味で、景観計画が成立しているという意味合いですね。

吉川会長： 僕も違和感を感じたのですが、「即する」というのは、「即する」という方向ですよ。そうすると、下位のほうが上位に即するケースですよ。ですから矢印が上から図の様に下りるのであれば、「即する」という漢字はない方が良く、という副会長のご意見だと思います。

多田委員： 私も事前に拝見してそうお思いました。

下村副会長： 上にあって、下に下りていくという矢印だけで意味がわかるのではないかと。細かいことですから、こだわっても仕方ないのですけれど。

事務局： はい。わかりにくいので、修正いたします。

下村副会長： すみません。細かいことで申し訳ない。

吉川会長： 1章、P8まで、他にございませんか。  
それでは2章に参りたいと思います。

岡委員： 細かいことですがよろしいでしょうか。2章の穂谷集落の写真なのですが、数頁前のものと全く同じ写真ですよ。P1の写真と全く同じ写真で切り方が違うだけなのですけれど、できたら違う集落のものを。たくさん集落があるので、違う集落の写真にいただいた方が、色々な集落の名

前が出てきた方がいいかなと思ひまして。

吉川会長： どうしても代表的なものが穂谷になるのですけれどね。

岡委員： でも同じ写真はまずいですよね。

吉川会長： はい、そこはよろしいでしょうか。

事務局： はい、わかりました。

吉川会長： 序章、1章、2章、3章くらいまでは何度もご意見をいただいているところですので、それでは3章にいきたいと思いますが。

山下委員： P22の都市景観構造図の中に、ランドマークを意味する星印マークが5つあるのですが、これはサンプル的に、ランドマークが点在しているのだということを示すために置いたのか、具体的に何かを想定して置いたのか、どちらなのでしょう。後の方の地区別になると全部個別に名称が書いてあるのですが、P22の5つの星については、これは一体何なのかという疑問を感じます。細かいことで恐縮ですが。ランドマークが点在しているのだというイメージのために星マークを5つ並べたのであればそれはそれで理解しますが、具体的に枚方市として、これが枚方市のランドマークである、という類のものを明示したのであれば、名前をつけた方がいいのではないのでしょうか。

事務局： どちらも、ということになります。4章以降については、各地域でもう少したくさん書かれておひまして、それを全てここに載せると煩雑になるというのがまず一点ございます。そういう中で、何点か代表的なところを、できるだけ地域ごとに偏らないようにということで、今ポイントを落とささせていただいております。そのポイントの選定としましては、基礎調査のときに市民アンケートを行っておひまして、その中で地域のランドマーク、市民の方が感じられている部分の1位、2位を選別しまして、それを地域ごとに当てはめた形になっておひます。全て書くと煩雑になって参りますので、それぞれのランドマークが何か、というのは4章以降でご覧いただく、とさせていただいております。

吉川会長： 適当にばら撒いているわけではなく、具体的なものをイメージしているのですが、3章はまだ地域には降りていない話ですので、今、山下委員がおっしゃったように、バックには具体的なものがあるのですが、この段階であまり具体的なことを言わない方が良いのではないかと私も思います。

以前ターミナル拠点景観で、基本的には駅周辺なのですが、それがどれだということの表現はしていませんよ、ということをお願いしたのと同じレベルの話だにご理解いただければと思います。

山下委員： 景観というのは、ランドマークというのを含めて構成されていますよ、ということですね。

吉川会長： 他に3章に挙がっている写真とか図とか、問題ありませんでしょうか。

福山委員： P19の写真が中央図書館になっていますけど、その横に市駅前サテライトと書いてあります。中央図書館は牧野のところではないですか。これは違うでしょう。

吉川会長： 中央図書館の市駅前サテライトというのが、全体で一つの名称ではないですか。

福山委員： そういう名称になっているのですか。

事務局： 確認させていただきます。

吉川会長： 分かち書きになっていると、別物かと思ってしまうですね。

岡委員： 確認だけなのですが、P22の都市の景観構造図と、前の章のP13の景観のフレームのところなのですが、藤阪駅というのが、景観のフレームではピンクで書いてあるのですが、P22の都市景観構造図のほうは藤阪駅について全く何も触れていません。P13は前回の基本計画そのままの図ですよ。藤阪駅の扱いはどうなったのでしょうか。

吉川会長： 少し微妙な話になるかも知れないのですが、藤阪駅の周辺というのは実は、市街化調整区域がほとんどでして、景観的には良いところが残

っているのですが、決して商業業務地になっているというわけではないので、非常に微妙な位置づけの駅だと思います。ですからイメージ的には、この図は非常に合っているのではないかと思います。

岡 委 員： 都市景観構造図のほうには商業という意味で丸がついているので、景観として重要なのは藤阪駅の方だということ、と思ったら良いのですか。わかりました。

吉 川 会 長： 私は開発審査会にも関わっているのですが、藤阪駅周辺には、たくさん開発申請があがってきたりしています。

事 務 局： P13の景観のフレームは都市計画マスタープラン上の位置づけとして、藤阪駅周辺が拠点のターミナルとして位置づけられている、ということを表しています。ただ現状は今会長がおっしゃられたような状況でございまして、今、地域でもまちづくり協議会とかの議論が今、されている状況です。今後発展が待たれる地域ということになっています。

岡 委 員： そういう意味で、P13は赤丸になっているのですね。

事 務 局： そうですね。

岡 委 員： それで、そのことは後半にいくと、どこかに藤阪駅って出てくるのでしょうか。

事 務 局： 今は調整区域がほとんどなのですけれど、具体的な地域の将来がまだ固まっていない、話し合いがされている、という状況ですので、計画的に何か固まったものがあるのかというと、まだ議論途上ということになっております。

岡 委 員： 景観計画としての方向付けはしないのですか。

事 務 局： なかなか、今そういう状況ですので。

岡 委 員： ここの中ではしないということですか。

吉川会長： 微妙ですよ。駅前広場の整備が始まっているのだったかな。ちょっと僕も覚えてないのですが。

岡委員： 何かするのであったらここで言うとおかないといけない気がしますよね。計画である限り。何か決まってから計画書くのも変ですよ。大事なところかもしれませんね、そういう意味では。

事務局： まだ整備はできていないですね。

福山委員： 整備はされていない。こちらの方は全然されてないですね。調整区域を外す可能性が高いということですか。

吉川会長： 現実的ではないですね。多田委員にお聞きしないといけないとは思いますが、数年前から大阪府の調整区域は、一旦あがったのですけれど、全部止まりました。コンパクトシティという大きな命題の為に。

多田委員： そうですね。調整区域を市街化区域に入れることについては、最近では拡大していこうという考え方と逆ですので、難しいですね。

岡委員： P23で藤阪駅に主要駅で丸がついているのはこれで良いわけですね。ターミナル拠点景観というところで。

事務局： P12をご覧くださいませ。P12が枚方市の都市構造ということで、これが枚方市の都市計画マスタープランから持ってきておりまして、マスタープランの中では、樟葉駅、枚方の玄関口で枚方市駅、それから藤阪駅が東部の拠点としての位置づけなのですけれども、実際に駅前広場をどうするか、或いは開発をどうしていくかという具体的な計画はないのですが、市の拠点といたしますと、この3つが挙げられます。また、枚方には12の駅がございます。その駅それぞれを拠点という形では考えておりますが、その中でも特にこの3駅が代表的な拠点ということになります。

岡委員： はい。景観計画の中ではこの3つのターミナル拠点を今後整備していく、ということを示しているのですよね。丸が一応ついているから。でも本文中にはターミナル拠点のことが何も書いていないですよね。

気にならなければ良いのですが、丸が付いていたり消えていたりしているのが微妙な感じです。

下村副会長： 本来は、景観でも書いておくべきだと思いますけどね。

吉川会長： 商業業務地になるのですか。藤阪駅周辺は。P22のほうで、これは現状の構造図でしょう。ですから、今は商業業務地ではないわけで、丸がついていないと僕は理解しているのですけれど。

岡委員： それはそれで良くて、P23のほうに丸がついているのは、今後のターミナル拠点景観の一つですよ、という意味ですよ。

吉川会長： 景観形成上の、ターミナル拠点になります。

下村副会長： 類型別景観形成の方向のところに景観構造図が載っているのですね。方向というタイトルがついているのに、書いてあるのが今の状況で、でも後には景観形成の方向がずっと載ってきているのですよね。景観構造図が、景観の将来像という理解であったら何かマークを入れておかないとダメな気がしますし、現況図だということであれば今のままでも良い気がします。

福山委員： P23の、主要駅とあるでしょう。長尾、藤阪、津田の中間だという、そういう意味ではわかるのだけれど、藤阪が必ずしも主要駅かと言われたら、快速も止まらないので、主要駅というイメージからは外れますね。

吉川会長： あまり時間を取っても仕方がないので、ここは事務局にご検討いただいて、期限が9日と決まっていますから、後でまた申し上げますけれども、私と事務局で、皆様に了解いただけるような形にはしたいと思います。

事務局： 昨年度の第3回審議会でのあたりも少しご議論があったと記憶していますので、そのときの議論と整合性を持たせた形で今作りつけをしてきていますので、それも含めまして整理をしていきたいと思っています。

吉川会長： 3章はよろしいでしょうか。それでは4章で、ご意見、ご質問等をお受けしたいと思います。

山下委員： 枚方に住んでいる市民の、やはり一番の景観という点での、一番かどうか分かりませんが、非常に重要な関心はやはり枚方市駅ゾーンであると思うのですが、何となくこの基本計画の中では枚方市駅ゾーンの取り上げ方のインパクトが弱いのではないかという感じがするのですけれどね。今、行政全体としてどういうふうに捉えて、どういうふう考えているのか、というのとも関連すると思いますが、端的にお尋ねして、枚方市駅前のスクラップアンドビルド的な考え方はありますのでしょうか。あまりないのではないのでしょうか。

事務局： はい。この中にも、P38の関連構想プロジェクト、この中で昨年度、枚方市駅周辺再整備ビジョンというのを策定いたしまして、枚方市駅周辺につきましては非常に重要なところと考えておりますので、今後、老朽化した施設の問題、それから交通の重要な結節点としての枚方市駅、これら等を踏まえて、枚方市として将来の実現化を目的にこうあってほしいというビジョンを策定しております。今後、このビジョンを元に方向性を示したなかで、取組みを進めていこうとしているところです。

山下委員： 今言われた「こうあってほしいという方向性」が、このP38以降のところ盛り込まれているのだ、というふうに理解して良いものですか。

事務局： ビジョンの中身につきましては、景観に特化した内容というものではございませんので、その内容がここに反映されているかというのは、ちょっと言い難いところもあるかと思うのですけれども、整合性は持たせています。

山下委員： 何かこれを読んでいて、枚方市駅前が良いところになる、というイメージが湧いてこないのが少し残念ではあります。でも、具体的にここをどうする、という意見は用意できていないのですけれども。これは、前回の基本計画とあまり変わっていないのですか？

事務局： そうですね。プロジェクトで完了したものであるとか、新たに、今申し上げましたような総合文化施設であるとか、ビジョンであるとか、そうした、明確に方向性、あるいは内容が決まっているものを盛り込んで、あるいはこれから熟度を増していかなければいけないものについては、きちんと書き込むようなものですので、その辺りは今決まっている内容との整合性を

図るところに留まっている部分はございます。

山下委員： だけど、やはり一度出来上がったものに手を加えていくというのはなかなか難しいと思います。例えばシンボルプロムナード云々というのがありますけれど、絵に描いた餅になりそうだな、という感じが非常にします。そこのところで、先程も言いましたように、スクラップアンドビルドでちゃんとやっていこうとしている、という方向が出ているのであれば、もう少しそういうニュアンスを文章の中で出せないものかなあ、というものです。抽象的で恐縮ですけども。

事務局： ご意見はよくわかるのですが、今書ける範囲で、今こういう形で書かせていただいているとご理解いただきたいところでございます。具体的に何らかの、そういうものがあれば良いのですが、ただ、スクラップアンドビルドということについては、ここは駅前が昭和40年代、50年代で駅前広場などの再開発をやってきておりますので、やはりこれをもう一度考えなければならぬという課題を、このビジョンの中で謳わせていただいているのですが、その内容で、今書ける範囲を書いたということでご理解いただけたらと思います。

山下委員： 少し弱いなという感じがするのですが。

吉川会長： 今、山下委員がおっしゃったようなスクラップアンドビルドというのは、現在の感覚の中ではそぐわないのではないかと思います。先程のコンパクトシティという話があるように、ある意味で拡大志向ではなくなってきているわけですし、ですから、なんとかあるものをうまくリノベーションしていくというか、作り変えていくというような形の方が求められています。ですから微妙なところですが、概念的には、なかなか、まっさらにはしますよ、ということはあまり時代的には書けないところにあるのではないかなと僕自身は思っています。あくまで個人的な意見ですが。

山下委員： これを読んでも、枚方市駅のゾーンはあまり変わらないのだな、ということは理解できて、変わるのだな、という感じはあまりここから出てこない、というのが少し残念だ、というイメージで申し上げているのです。以上です。

吉川会長： ほぼ予定の時間の半分くらいにきております。4章の部分は非常に多くございますが、3章の方でも岡委員からご指摘のあった部分があります。そういう点については、修正の確認については、先程申し上げましたように時間の関係もありますので、私にご一任いただきたいというふうに考えておりますが、よろしいでしょうか。

では、一応この場で、8月9日にはe-アンケートを開始するというところで、事務局でまとめていただきまして、私の方で確認をさせていただくというところで、進めていきたいと思っております。

岡委員： すみません、5章がまだ残っています。

吉川会長： 申し訳ありません。5章についてはすっかり抜けておりました。それでは、5章についてご意見はございますか。

岡委員： わからないところが、P109の図なのですけれども、この図のプラットフォーム型の連携組織というのがあまりイメージできないのと、周りに並んでいる市民と事業者と行政機関はわかるのですが、市民を細かく分けるとその中に自治会とか、市民活動団体とかも含まれるはずで、全部市民なのになぜ同じ丸で書くのかなと思います。それから「学校」というのがあるので、この「学校」とは何なのですか。

事務局： 大学などをイメージしています。前回も、例えば大学と色々な連携を、などの意見がでています。具体的に現在本市で実践していますのは、例えば枚方宿地区のまちづくり協議会、といったところでは事業者の方も、自治会の方も入っていただいております。また、市民活動団体の方も入っていただいているとか、そういった非常に多方面にわたった協議会という形の中で、まちづくりの形成をしてきております。

岡委員： 大学と書いてしまった方が分かりやすいのではないですか。小学校、中学校をイメージしていたので、何故ここにあるのだろうと思ってしまいました。もちろん子供たちもまちづくりには関わるのですけれども、ここに書くほどのものかなあと思いました。大学連携は私たちも常に言われているので、世の中のまちづくりのひとつの手法として、あってもいいかと思っております。

それで、プラットフォーム型の連携組織というのは、そういう人たちが寄り合って、景観を考えるわけですね。景観の話の組織なのですか。

事務局：そうです。

下村副会長：私もここに折り目を入れてあるのですけれど、推進体制としてプラットフォーム型の連携組織となれば、必ず作らなければいけなくなってくるのですね。景観を進めていくときにはこういった体制を組んで、みんなでやっていこうというような意思表示ですので、市域全体の組織体制なのか、先程の枚方宿のような、地域ごとにこういう体制をつくっていくのか、色々な作り方があるのでしょうか、書くとやらなければいけなくなります。ですから、その辺、紐を締め直してやらないと、なかなか動かしていくのも大変かなと思います。

それともう一つは、図の上の文章には専門的立場からという云々があって、景観審の位置づけですとか、専門家の関与とか、学識経験者というふうなものがその上の文章に書いてあります。このサポートする専門家、学識経験者、ボランティア等、と書いてあるのですけれども、3つ横並びなのか、ボランティアだけが市民ボランティアさんが推進体制のイメージに入っていて、ここで言うと専門家と学識経験者という記載がないのですね。ですので、どこかに、アドバイスするのか、参画するのか、矢印を書くか、真ん中の組織のどこかに学識経験者か、専門家かを書くなどして、上の文言と下の文言の整合性をとられてはどうでしょうか。問題提起だけして、答えを見つけていないので意見を言いにくいのですけれども、ひとつはアドバイザーとして矢印を入れるか、真ん中の方に括弧で専門家とか学識経験を併記でどこかに入れておいて、あとは審議会を位置づけるかどうか悩むところではあると思います。

それに関連すると、ここにはアドバイザーの話はないのですね。景観づくりのサポーター制度とか、他市で言ったら、景観アドバイザーを設けて組織化しておいて、その人たちにアドバイスするということで矢印を入れておくといった、組織体制の中ではそういう図をよく今まではお手伝いしてきました。その辺の体制と組織化が目に見えるほうが、ここは良いのではないかなと思います。

事務局：これは市域全域ということではなくて、タイトルとして、景観形成を重点

的に推進する地区が対象です。今、現存している枚方宿地区での具体的な実践をイメージしておりまして、今後、市域でそういったところがあった際には、この輪の中に全ての方がご参画いただけるということは、なかなか難しいとは思いますが、できる限りそういった実践を踏まえた有効な景観づくりの組織になればという思いで書きました。今ご指摘いただいた文章との整合性については、少し反映するような形で考えていきたいと思えます。なお、今取り組んでおります景観アドバイザー、こちらについても、後ほどの景観計画とか景観条例の中で具体的なものについてはお示ししたいと思います。こちらについては、ちょっとぼやけた表現には留まっているのですが、それを引き出すような表現ということにさせていただきました。

下村副会長： 先程、岡先生がおっしゃった、自治会と市民とボランティア。この3つが全部市民に含まれるということですね。

岡委員： 絵としては、人がたくさんいて、その人の中に自治会の人もいれば、市民の人もあるし、学生もいるし、というような、色々な人が集まって地域のことを考えています、という図にされた方が良いかもしれませんが。6つの丸が1つの丸に、というのが、あまりにもはっきりと書かれていて、イメージ図なのか、組織図なのかがよく分からなくなっています。もっとイメージにしてしまった方が良いかもしれません。

吉川会長： ポンチ絵を事務局に出しておいてください。今日とは言いませんが。

岡委員： わかりました。

下村副会長： 市民は一人でも参画できますということで、個人の方が良いかもしれませんが。あとはボランティア組織なのか、自治会組織なのか。たぶん市民活動団体というのは、どちらかというとテーマ型コミュニティという興味を持つ方のコミュニティで、地縁型のローカルコミュニティというのは自治会になってしまいます。一本釣りではないですが、個人参加で、というような可能性もあります。それで、この3つが市民ということですね。また、本当は事業所も市民なのですからね。

岡 委 員： 事業者が別にあるのも景観に関しては変なのですけれど。

山 下 委 員： 第5章というのは、今日もうこれでいく、という結論を出す日なのか。第5章は我々審議会として全く論議していないと思いますが。

吉 川 会 長： 前回最後にお話があったかと思います。

事 務 局： 前々回に5章までご説明させていただいて、時間がなくて、前回に最後まで一応ご議論いただいて、そこでいただいたご意見を反映させていただいた案になっております。

山 下 委 員： 審議会として審議はした、ということになっているのですね。そうすると、今更申し上げるのも何ですけれど、非常に市民の役割というのがクローズアップされた形になっていますよね。市民の皆さんに頑張ってもらわないといけない。総論としてはそうなのでしょうけれど、それは実際にどう機能していくかという仕組みづくりの辺りというのは、例えば前回の基本計画にも書いてあるわけですよ。20年前にこれを掲げて、今日に至るまで市民が非常に重要な景観形成の役割を果たしてきている経過があるということと言えるのでしょうか。

事 務 局： 具体的な実践で言いますと、枚方宿地区は典型例として、こういった組織イメージで合意形成が図られて、今日の景観が形成されているというふうに我々は考えております。

山 下 委 員： 枚方宿はわかります。逆に言えば枚方宿しかありませんか。

事 務 局： それ以外は、要綱に基づいて、大規模な建築物については規制誘導を図ってきておりますので、そういった行為をされる、主に事業者になろうかと思うのですけれども、そういったところには十分な配慮が確保されているというふうに思っております。ただ、ご指摘のあるような、市民レベル、市民一人ひとりで見た場合に、どの程度までどうなのかというところでは、まだまだ課題は多いのかなと思っております。

山 下 委 員： これを見ていると行政が少し引いた感じを私は受けます。1番市民、

2番事業者、3番行政という感じです。でも、我々の枚方市というのは、景観条例をつくってきちんとやっけていこうとしている、という時の流れを踏まえれば、行政の役割というのは極めて重要であると、私は思います。

事務局： そういった視点からのご指摘もあったかと思えます。それで、全体の構成のP108、2番目のところに、特に市などの公共事業としての景観に果たす役割という形での記載を前に持ってくる、という形での編集をさせていただきました。

山下委員： 私の意見はここまでにします。

吉川会長： 少し時間足らずだったかもしれませんが、前々回があって、前回ご意見はあまり出てきていなかったように思います。私が先程、先走ってしまったのは5章はあまり問題ないという意識を持っていたからであります。先程も申し上げましたけれども、今後もしお気づきの点がありましたら、もう10日間くらいしか残り時間がないのですが、事務局の方にお伝えいただいて、その後修正等については私の方にご一任いただくということで、e-アンケートに取りかかりたいと思っております。よろしいでしょうか。拙速というご批判は甘んじて受けざるを得ないとは思いますが、なにごん来年4月という期限がありますので、ご理解いただきたいと思えます。

木下委員： 意見よろしいでしょうか。

全体を通してのお話を最後に少しだけさせていただきたいのですけれども、これまでに審議会が何度もありまして、色々な意見が出てくる中で、これだけのものにまとめていただいたということに関しては本当にご苦労頂いたなど。私もこういったものを作ったことがありますので、よくわかります。本当に短い時間の中でご苦労いただいたなど感謝しております。そのことを前提として踏まえた上で、ここまで形が出来上がってきて内容も詰まって、あともうe-アンケートにかけるという段階にまで来たという前提にたちまして、今まで私は審議会を通してずっと考え方のストーリー、そのことをずっとお話してきたのですけれども、やはりまだストーリーとして若干ねじれといいますか、少しギクシャクしている部分が見受けられるなあというのは、審議委員としての私の反省も含めまして、やはり残ってしまったのではないかなと思っております。それに関しては、先程ありま

したように、藤阪駅についても表記が有ったり無かったりであったり、例えばシンボルプロムナードという表記にしましても、突然出てくる感があるのですよね。だからそこに関しても、きちんと繋がっているのだというところが、なかなか冊子も分厚いだけに分かりづらくなっているのではないかなと思います。

その中で、今後できる対応としての提案を3点ほどさせていただきたいと思うのですが、その前に、この冊子がなぜ、一本筋が通ってすごく分かりやすいというものにならなかったのかということを考えましたときには、一つは申し訳ないのですが、これに関する一つの志を貫くプロデューサーというものがやはりこのプロジェクトの中には不在であったのかなという気がしています。それは本来であれば、都市整備部の部長さんであったりだと思うのですが、この審議会の中で、行政の体制としては、メンバーの方が入れ替わりをされておられますので、それは仕方ないのかなと思うのですが、やはり貫くという部分に関しては、やはり弱まらざるを得ない。それから、市民の税金を使ってコンサルタント会社に依頼をされている中では、やはりもっともっとコンサルタント会社の方は専門知識を出して編集の分かりやすさという部分を今後も心がけていただけたらと思います。こういう計画をつくるときには、中身を決めていくということと、編集としていかにうまく伝えていくかという2つの大きな役割があると思うのですが、それに関しても本当にご苦労多いと思いますけれども、今後色々な面で心に留めておいていただけたらなと思います。

具体的な提案としましては、写真なのですが、「景観基本計画」ということもありまして、写真の持つ力というのは非常に大きいと思うのですね。それは以前から岡先生も、写真を選ぶときには慎重にされた方が良いでしょうと何度もおっしゃっておられたように、今回も同じ写真を使っているという指摘がありましたけれども、写真の持っている力はすごく大きいと思いますので、行政の方が持っている写真というのなかなか限界があると思うのですね。ですから、例えば市民の方が持っている写真を有効に使うとか、それから例えば淀川や天野川の堤防から枚方の市街地を眺めますと、やはりきれいな丘が残っているというのがはっきりわかるわけですね。そういうものを皆さん楽しんでおられ、心の安らぎにしておられるというところがあると思いますので、そういう写真をパノラマ写真のような形でこれから撮っていただける予算と時間があるのであればそういう

ものを1点でも2点でも撮っていただくとか、それから、コストをかけないのであれば市民の方々から持っている写真を提供していただいて、その中から全て使うわけではないですけれども、有効に機能するような写真は使わせていただくとか、そういうようなところで、写真をもう少し効果的に使っていただくような方法を考えていただきたいと思います。そのときに、前回どなたかがおっしゃったように、キャプションとして、ここはこの写真ですという写真の名前を入れていただいているのですが、これは編集上でいうと、本文と同じポイント数で書かれているのですね。これは読むときに視点があちこちに飛びますので、できればキャプションの部分は本文より少しポイント数を落としていただいた方がより分かりやすいと思います。

それともう一つは、色の使い方と図の描き方なのですけれども、例えばP10の枚方市の自然景観のところ、今回も新しく図をつくりましたと説明いただいたのですが、これは前の基本計画と比べても、前の図は良かったのに何故こんなに簡略化した図にされたのかなあと感じておまして、前回はため池ならため池の形、斜面なら斜面の形という表記をしていたのでありますが、今回は本当に簡略化した形にされているので、図を簡単にすることも大事なのですが、あまり簡単にしすぎても、何を示しているのかわからなくなりますから、図の簡略化に関しても、今日他のところもランドマークの話とか、色々あったと思うのですが、図の描き方というのをもう一度、全部見直したときに再検討していただけたらと思います。それから、色使いにしても、色をかなり濃く薄くしていただいたところとかあるのですが、これも前回の冊子を見ていただくと、色数は少ないのですが、きちんとコンセプト通りに色のコントロールがされているのですね。テーマごとにちゃんと帯があったり、その帯にしたがって色が配置されていたり、色が意味を持って配置されているのですが、今回結構色は使っているのですが、色の意味があまり効果的ではないなど、この色とこの色の繋がりはあるのかなあとと思うところも見受けられますので、その辺の色の使い方ですよね。これも沢山使うということではなく、効果的に、繋がりがわかるような意味合いで使っていただく、という見直しも少しはかけていただけたらと思います。

それから最後にもう一点は、概要版を、HPにアップする概要版としてA3でつくっていただいているのですが、この冊子の概要版としての抽出した形のものではなくて、もう一つ本当にわかりやすい読み物みたいな、

副読本みたいなものを作られてはどうかというご提案をしたいと思います。この中から何ページか抜いたというのではなく、もう少し物語風に、景観ってこういうことを言いますよ、だから守る必要があるのですよ、こんなに心理的にも経済的にも、心象風景として景観というのは意味があるのですよ、というのをわかっていただいて、こういうものの大切さを分かっていたいただくための、何らかの、ページ数は少なくてもいいと思います、絵とかイラストとかを多用した副読本というのを一度ご検討いただけたらなと思います。以上です。

吉川会長： はい、ありがとうございます。では、e-アンケートの詳細について、説明をいただきたいと思います。

事務局： はい。今のご意見について少し申し上げます。

吉川会長： はい、ご意見としてお伺いしていますが、ちょっと時間が足りませんので、対応できるところは対応していただいて、先程申し上げたように私にご一任いただくということをお願いしたいと思います。

事務局： それでは、今回実施いたします「e-アンケート」についてご説明いたします。お手元に資料がないのですが、簡単にアンケートの内容について説明させていただきます。

まず、実施の目的ですが、枚方市パブリックコメント実施要綱において、市の政策的な計画や指針等を立案しようとするときは、「広く市民等の意見等を求めるものとする」とされており、本市では、意見聴取を実施する段階で、審議会の答申を受けているかそうでないかによって、e-アンケートかパブリックコメントかに分かれていますが、都市景観基本計画改訂(案)は現在審議中ですので、e-アンケートに取り組むこととなります。そして、審議会で答申を受けると、さらに市民の意見を聴くためのパブリックコメントは2重になることから行わないこととしています。また、e-アンケートは、答申する前の段階であることから、審議会が市民の意見聴取を行うという位置づけとなります。

次に、実施期間ですが、枚方市インターネットアンケートシステム政策意見募集実施要綱において概ね1月とされており、8月9日(金)から9月8日(日)といたします。公表の方法とご意見の受付方法は、市

のホームページのほか、市役所、各支所、生涯学習センターなど17箇所に本編と概要版をご意見提出用紙と意見回収箱とともに設置します。また、郵便・ファックス・電子メールも受付可とします。その後、提出のあった意見につきましては、次回の審議会に報告し、ご意見を踏まえご審議いただく予定です。

吉川会長： 今の説明、手元に資料がございませんのでわかりにくい部分がございますが、何かご質問はありますでしょうか。

この概要版がHPには掲載されるのですよね。

事務局： はい、概要版もそうですけれども、本編は少し重たいですので、章ごとに分割した形で、こちらも併せてHPには載せさせていただく準備をしております。

吉川会長： ということは章ごとに皆さんにダウンロードしていただくということでしょうか。

事務局： そうですね。

吉川会長： e-アンケートについてはよろしいでしょうか。

岡委員： 先程おっしゃった各支所とか生涯学習センターのエリアというのと、4章の地区別の構想図のエリアは全く別のエリアになっていますか。大体境界線は一緒ですか。色々ですか。

事務局： そうですね。数箇所あるところもあれば1箇所しかないところもあります。

岡委員： せっかく地域の方に見ていただくのですから、できたらその入り口として、地域の景観構想図、ここを見てねと。入り口としてはとても良いと思うので、ちょっと面倒ですけども、地域によってはこういうものを表に出して、こういうのもあるんだよというのがわかるような形で掲示なりしていただきたいと思います。そうすれば、意見ももらえるのではないかなと思います。冊子を見せられてもなかなか自分のものとは思えないですけど、構想図くらい見ると、ああ、こういうことを考えているのだなとい

うのがわかると思いますので、あまり意見をもらうことを怖がらずに、たくさん意見をもらえるようにした方が良いなと思います。

吉川会長： 少しやり方を考えないといけないですね。

事務局： 設置場所については、置いた場所がどこの地域になるかというのがわかるような形で、見出しをつけるとか、すぐに捲れるようにするとか、検討します。

岡委員： そうですね。全部繰らないと自分のところかわからない、というふうになっていないようにして差し上げた方が良いなと思います。

事務局： わかりました。

吉川会長： 他にございませんか。

吉川会長： それでは、時間がおしておりますので、第3号議案に移りたいと思います。それでは、次に審議案件第3号「枚方市景観計画(素案)及び景観条例(素案)の概要について」事務局より説明をお願いします。

事務局： 枚方市景観計画(素案)骨子と枚方市景観条例(素案)の概要について、順次ご説明いたします。説明にあたりまして、これら2つは、先ほどの都市景観基本計画との関係が深く、しかしながら、都市景観審議会で、限られた時間で議論いただくことから、それぞれ骨子、概要をまずお示しして今後の事務作業を速やかに進めたく作成したものでございます。ご理解よろしく願いいたします。今後は、骨子、概要を固めたうえで、それぞれの具体的な内容を9月をめどにお示ししてまいります。

それでは、内容の説明をいたします。恐れ入りますが、資料1をご覧ください。まず、「枚方市景観計画(素案)の特徴」ですが、5点ございます。

特徴の1は、景観計画の区域は、枚方市域全域に拡大することといたします。そして、あらたに景観形成区域を設定するとともに、重点区域は引き続き枚方宿地区とします。

特徴の2は、届出対象行為について、建築物や工作物の対象、高さや建築面積などを現在の府の水準から枚方市の要綱の水準へと拡大し、また、こ

れまでの要綱で取り組んできたものとして高架道路や高架鉄道、橋梁、一定規模の開発行為などを法に基づく届出の対象となるよう目指します。

特徴の3は、色彩基準です。これまでは、市域の一部で適用していましたが、今後は全域で適用するものです。なお、色彩基準は、大阪府と同水準としています。本日は、補足資料として色彩基準についての資料を添付しています。資料1のP13をご覧ください。マンセル表というものを使用することとなります。外壁に使用しても良い色を示しておりますので、ご覧ください。

恐れ入りますが、最初の頁にお戻りください。特徴の4は、景観形成の形態意匠については、法に基づく景観形成基準を、一般区域、景観形成区域、重点区域にそれぞれの特性を踏まえ定めることとします。2枚目に景観計画の各区域の図、重点区域の詳細を示しております。道路景観軸では、国道170号、国道1号、第二京阪道路とし、それぞれ道路の端から両側50mの区域、河川景観軸では、淀川沿岸の河川区域から500m、穂谷川沿岸、天野川沿岸の河川区域から両側50mの区域を考えております。なお、枚方宿地区の区域は現行どおりとします。最初の頁にお戻りください。これらの景観形成基準や区域は、府の基準、区域を参酌することとします。

特徴の5は、公共施設の景観形成方針を明確にすることです。景観形成に影響の大きな公共施設等につきましては、景観形成の先導役としての役割を踏まえ、それぞれ区域ごとの方針を明確に定めることとしています。これらの内容につきましても、府で定められている内容を参酌することとします。

それでは、景観計画（素案）骨子をご覧ください。P1に、「1. はじめに」では、景観計画と景観法の関係を述べております。景観法が適用されるためには、例えば景観計画区域を、景観計画で定めるとされていることから先ほど検討いただきました基本計画だけでは不十分となり、一部の内容は、重複することとなりますが、そうした事情であることもご理解いただきますようお願いいたします。

次に、「2. 枚方市景観計画について」では、景観に関する市のこれまでの取り組み、国の動向、中核市になり景観行政団体として都市景観基本計画に即し、良好な景観形成をめざすことを記述しております。

P2をご覧ください。「3. 景観計画区域全域の良好な景観の形成に関する方針」ですが、（1）として、景観づくりの基本方針、P3に（2）景観類型別の景観形成の方向、P5に（3）景観形成区域別の景観形成の方針、

(4) 重点区域の景観形成の方針を定めています。

P6の「4. 景観計画の区域、行為の制限に関する事項」については、(1)として、法に基づき条例で定めることとされた「景観計画の区域、届出対象行為」を表にしています。現在は、大阪府景観条例が、枚方市域の一部に適用がされておりまして、それぞれ対比できるようにしました。内容は、先ほどの説明と重複しますので割愛させていただきます。

P7からは、(2) 景観形成基準を示し、ここでは①一般区域を記載しております。P8に②景観形成区域として、まず、道路景観軸を記載しております。P9に河川景観軸として、淀川沿岸区域、穂谷川沿岸区域、天野川沿岸区域としてそれぞれ記載しています。つぎに、P10に東部景観区域として、第二京阪道路と市域境界に囲まれた第二京阪道路以東の区域とし、以下の表のとおり景観形成基準を定めます。P11～P12に③重点区域として、枚方宿地区をそれぞれ3つのゾーンごとに記載し、以下の表のとおり景観形成基準を定めています。

P12下段には、色彩基準を、外壁の基本色の彩度に制限を加えるとともに、サブカラーやアクセントカラーについても、基準を定めることとします。P13にありますように、彩度の高い鮮やかな色を一定の規模の建築物の外壁への使用を除外することで、全体として、落ち着いたある建築物となるよう景観への配慮を求めるものです。

つぎに、P14には、5. 公共施設等の景観形成の方針を記載し、P16には、「6. 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針」を、また、「7. 屋外広告物の表示等及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を記載することといたします。

以上が、枚方市景観計画（素案）骨子です。

恐れ入りますが、ひきつづき枚方市景観条例（素案）の概要についてご説明いたします。A4の資料2をご覧ください。

まず、この条例の特色ですが、3つございます。1つは、景観法により定めることとされた事項と、それ以外のいわゆる自主条例事項から構成されています。2つは、枚方市として景観基本計画のめざすものを記述することはもとより、その実現に必要な仕組みや内容を定めることです。3つは、「枚方市都市景観形成要綱」や関連する要綱の取組みを都市景観基本計画改訂版などに即し位置づけることです。

景観計画の説明と重なる点は省略し、条例で特徴的に記載する内容などに絞り説明いたします。まず、「条例の目的」は、「景観法の施行に関し

必要な事項のほか、景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、美しく魅力あふれるまちづくりを推進し、もって市民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする」といたします。次に、責務として市、市民、事業者それぞれ3主体を記述することとしています。次に、「良好な景観形成を進める」の項ですが、法では、届出から30日の着工制限がかかっていますが、事前協議において、良好な景観形成に資すると判断されその実行が担保されるものなどは、着工制限を緩和することとします。

下の絵ですが、市民が、良好な景観形成に向け協定の締結や、景観形成地区などをめざそうとする際の手順や市としての支援を定めます。矢印のように、地域での合意形成の熟度に合わせ、景観の形成が進むような仕組みを導入します。仕組みの詳細なイメージは、2枚目「良好な景観形成をすすめるために活用する制度のイメージ」をご覧ください。四角で囲った見出しの順番に、相談から、景観形成準備会の立ち上げ、景観協定などの締結と育成、景観形成協定等を発展させる取り組みへの流れを示しております。例えば、歴史的なまちなみを残したい。そのため、地域に伝わる建築様式や色彩などのルールを決めたい。とか、まちのにぎわいや快適な環境を提供するために、まち全体で外壁や屋外広告物のデザインや仕様など独自のルールを決めたいなどの相談への対応から取り組みの発展にあわせて、それぞれの段階で市が行う支援などの役割と考え方を説明しています。条例にはこうした仕組みを盛り込むこととしています。

資料2 概要にお戻りください。恐れ入りますが、裏面をご覧ください。「良好な景観形成にかかる支援を定める」として、6つの分野を示しています。このうち、左上の、「市民による景観への提案」は、法での定めがあるものですが、それ以外は、これまでの市の取り組みやその成果を活かし、さらに今後も継続的に良好な景観形成に資するための仕組みです。

次に、「景観形成の実効性を高める」の項ですが、一定の規模の行為に関しては、事前協議を求めることとし、勧告や変更命令に際しては、景観審議会の意見を聴くことといたします。また、届出に対する指導・助言や公表にも取り組むこととしています。次に、景観審議会について、条例で定めることとし、最後に、経過措置を定めています。

以上で、枚方市景観条例（素案）の概要についての説明といたします。

吉川会長： それでは、ただいま事務局より説明のありました件について、ご質問や

ご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思ひます。

そのまへに、1点、おそらくこの審議会の中で発言できるのは私だけだと思ひているのですが、この景観計画（素案）、景観条例（素案）に關してそれぞれ説明を受けたわけですが、枚方市景観形成要綱と大阪府景観条例を参考に提案されているとのことで理解をするわけですが、重点区域（枚方宿地区）に關しては、これまで、本審議会の前々の景観形成検討委員会でも随分と議論をしてきて今日に至っているわけですが、その点をふまえた提案ということですが、以前の都市景観形成委員会の中で、新町地区、今の関西医大のところですが、景観形成推進地区ということ指定をしていた経緯がございます。この景観形成事業、具体的には関西医大に、あるいは設計者その他にも協力を求めてきたという経過があるのですが、この点、既に進めていた景観形成推進地区云々というものは、この景観計画の中でどのように扱われるのか、ということをお前にお聞きしておきたいと思ひておりました。

事務局： ご質問の箇所につきましては、枚方市景観形成要綱にもとづき、旧クラブ跡地の地区を景観形成推進地区として、平成12年8月に地権者との協力を得て指定への確認をし、平成13年3月30日に推進地区指定をしたもので、淀川や天野川の沿岸としての特性や、駅周辺の利便性に着目しながら、医療機関として周辺への心地よさ、うるおいのあるまちなみとなる様に十分配慮をした建築物となるよう、本審議会の前々の都市景観検討委員会で事業者からの説明など受ける中で現在の関西医大が建築されました。

現状は、建築物の外壁に色彩や意匠で一定の配慮がされている他、屋上の付帯設備や周辺への配慮がされております。その後、大阪府景観計画で淀川沿岸区域として景観区域に指定がされました。このことから、今回の区域指定では、景観形成区域として、淀川沿岸区域に引き続き含めることとしたものです。したがって、大阪府景観条例及び計画ですでに、景観法上のきびしい制限がかかっている重点区域の枚方宿地区とは異なることから、今回の提案となったものです。また、すでに、土地利用が相当程度完了していることから、法に基づく新たな制限区域や内容を定める場合は、地権者の考えを十分に聞いていく必要があると考えています。以上でございます。

吉川会長： はい、ありがとうございます。要するに重点地区ではないですけど、

全体に網がかかる中には加えられているということで理解してほしいということですが。

それでは、一点確認をさせていただきましたが、景観計画の素案と、景観条例の素案に関して、皆様のご意見やご質問がありましたらどうぞお願いいたします。

多田委員： 法に基づく景観協定と、条例に基づく景観形成協定の具体的な違いというのは何かあるのでしょうか。法に基づくのは全員合意ということですが、条例はそれよりももう少し緩やかな景観協定を可能にした、という解釈なのかなという気がしているのですけれど。

事務局： その通りでございます。

多田委員： ということは段階的に条例から法に基づいて、という形もあるし、それが重点地区に発展していくという、色々なルートで指定をしていく、メニューを増やすという考え方ですか。

事務局： まさしくそういう形で、地域の方の合意形成の熟度に合わせて、できるだけ良い景観に誘導していきたい。これは行政の一方的な思いだけではなく進まないという側面もありますので、色々なアプローチの仕方というのを仕組上つくっておきたいと考えております。

多田委員： その辺は市民の方にわかりやすく説明されないと、何が違うのかというのがわかりにくいと思います。

吉川会長： よろしいでしょうか。では、わかりやすく、ということで検討をお願いします。他にございませんか。

岡委員： 景観計画の届出制度のことなのですが、これは確認申請と一緒に届けられるのでしょうか。手続き上はどうなのですか。事前協議的にやるのですか。

事務局： 法に基づく届出は、着手前30日ということになっておりますので、確認申請とは必ずしも一緒ではないと考えております。ただ、事前協議制を設

けましたのは、大規模な建築物の場合、特に外壁の色など意匠関係につきまして設計上の手戻りになるケースもございます。そういったことを避けるために、こういった制度で設計者にもご理解願いたいと考えております。その際に、先程説明させていただいたように比較的合意形成が早くできれば、着手についても、必ずしも30日は必要ないというスキームにしたいと考えております。

岡 委 員： 着手という話ですけれども、変更は扱わないのですか。大きな建築物の外壁を全部塗り替えるとか。

事 務 局： 新築だけでなく増築、そういったもの全部です。P6の表の「建築物の新築・増築・改築もしくは移転、外観を変更することになる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更」。あまり厳密に書くと煩雑になるのですけれども、今ご指摘のような行為についても包含しております。

岡 委 員： 色彩の変更というのは、届出なしに変えられてしまうことがよくあります。塗装業者などの業者さんに対するペナルティは無理でも、周知は必要だと思えます。大きなところを塗り替えたら、その時は届出がいりますよと言っていたかないと、どんどん勝手にやられてしまいます。確認申請と一緒に運ぶようなものでしたら市も把握できるのですけれども、塗り替え申請が不要なので、勝手にいつの間にか「あれ塗り変わってる」ということがよく起こるみたいです。その辺のところを、特に何とかした方が良いでしょう。市役所の方が日々車で走っているときに気にしていたら良いでしょう。市域は広いですから、なかなか難しいと思えます。工場とかは特にある日突然色が変わったりしますからね。

事 務 局： それにつきましては、条例、景観計画の合意形成の中で周知をしていくことに努めたいと思えます。

岡 委 員： そういうことを書き込むところは無いのですか。どうやって普及させるとか広めるとか、どうやって守られているとか、そういうのをどこかに書いておくということはできないのですか。

事 務 局： それは、それぞれ市民の責務、事業者の責務という大きな話から入り、

まずは、条例の2条から入っていく、書きぶりとしてはそういう形になってくると思います。

福 山 委 員： これは新築をメインに書いていますか。

事 務 局： いえ、違います。

福 山 委 員： 改修も含めての場合で、届出は出てくるでしょうか。特に外壁改修なんかした場合、例えばマンションが最近では多いですが、色に関しては市が関与していますか。外壁改修を今回やったところに関して、法的に拘束力はあるのですか。届出者自身が、改修関係でそこまでするでしょうか。

事 務 局： 例えばタイルの張替とかそういったものになってきますと、色彩的に変わってきますので、対象にはなります。市としても、出来るだけ周知していくしかない。これまでも要綱の中では対象としてきましたので、相談に来られた時には説明しています。

福 山 委 員： 一番心配なのはマンション関係です。数が多いので、今後、何年かの間に必ず外壁改修をしますから。タイルならまだ張り替えるということはないだろうけど、吹付タイル程度のものでしたらいろんな製品があったりする。工事が終わってから、シートを外したら色がグチャグチャになっているということがよくありますから、それに対して本当に規制をかけられるのか注意が必要だと思います。

下 村 副 会 長： それは基準が厳しくなったところですね。今まで事務をやってこられて抜けた場合があったかどうかによりますが、今回、面積基準が2000m<sup>2</sup>から1500m<sup>2</sup>に厳しくなりましたよね。その辺の周知がいるとは思いますが。

多 田 委 員： 市の広報誌とかには載せるのですか。住民には広報誌が行きますよね。事業者には団体を通してお願いをするとか。あらゆる手段を使ってやっていくしかないのかなと思います。

事 務 局： 現状におきましては、府条例に基づいて、市の一部ですが外装において

も規制がかかっています。ただ、それを今回、市域全体にという形で考えているわけです。

今いろいろおっしゃっていただいた通り、作れば終わりではない。今度それをどのように市民・事業者伝えていくか、広報していくか、というところが出てくると思います。ですから、この審議会の中では、この内容についてご議論いただいて決めた段階で、私どもがどれだけ4月以降に、皆さんにお伝えしていくか、そこのところについては工夫をいろいろとしていきたいと考えております。

下村副会長： 例えば、高さ20mで2000m<sup>2</sup>で、年間どれだけの届出があるんですか。それを、高さ15mで面積1500m<sup>2</sup>に厳しくしたときに事務がパンクしませんか。

事務局： 今までは、要綱と条例と両方かかってきていまして、年によっては違いますが、だいたい年間30～50件くらいです。今後は、要綱に合わせていく形ですので、同じように30～50件くらいでてくるかなと思います。

吉川会長： 変更の手続きは、その30～50件に、新築だけじゃなく入っているわけですね。

事務局： はい。

吉川会長： 他にございませんか。

岡委員： ここに書いてある項目の中で、定量的でないとか定性的なものがありますよね。「単調にならない」とか「突出しない」とか、そういうものの基準というか、基準に合っているかどうかをみられる方が、何を根拠に確認をしていくのですか。教科書というか、そういうものがないと実際には指導できませんよね。何か作られる予定はあるのでしょうか。あるいは、指導される方が勉強会をすとかを考えておられるのですか。参考テキストを作って配布している自治体もあります。

事務局： 現在、実際に指導するにあたっては、ガイドラインというのがありまして、地域ごとの特性とか建物に対してどういったことに気をつければ望ま

しかというようなことを、チェックできる様にしています。それに照らし合わせて、実際指導をしていく形になっています。

岡 委 員： それは、私たちはもらっているのですか。

事 務 局： 以前お渡ししたもので、誘導指針という手引書になっています。

下 村 副 会 長： アドバイザーを使っている、堺市なんかそうですね、月2回開催で確認申請が上がってきて順番に回ってくる段階で景観部局にも回ってきて、その場面でアドバイザーの人が全部チェックする制度を設けたりするところもあります。生駒では月イチでまちづくり相談という日を決めて、開発が出てきたときに景観担当係の方が、相談会があるから確認を出す前にできるだけ相談に来てくれというような指導をされている。景観アドバイザーなんですが、表向きにはまちづくり相談会という形でされているところもあります。頻度にもよりますが、複雑な物件をそこにあげていくというようなことも考えられます。それは、手間とか予算とかいろいろある話ですので、なかなかすぐにどうこうという話にはならないと思いますが。

事 務 局： 枚方市の場合でもアドバイザー制度というものがあります。今、アドバイザーの先生が2人入っていただいております。なにぶん、年間30～50件という数がありますので、全てをアドバイザー会議にあげるわけにはいかないんですけども、その中でもさらに規模の大きいものや商業建物とか、多くの方が見られるような物件については、そこに諮りアドバイザーの先生からのご意見をいただいております。そのときには設計者にも来ていただいて、プレゼンをしていただいた中で協議しています。それは、継続してやっていきたいと思っています。

岡 委 員： そのアドバイザーの方がおっしゃったことと変更命令とは連動するんですか。

事 務 局： 今回の例は、あくまでアドバイザーの話ですので、今日の資料では資料2の裏側の市が支援を定めるという6つの項目の左下、「景観アドバイザーの活用」という位置づけのものです。今ご質問があった変更命令とか、いわゆる行政処分に係ることにつきましては、枚方市景観条例（素案）の概要

の2面のかたちで手続きが進められていくもので、今回この提案の中では、この景観審議会のご意見を聴く中で行政処分に移っていくという仕組みを考えております。どちらかと言いますと景観アドバイザーの活用というのは、事前協議の早い段階で設計者の方と十分コミュニケーションを取るなかで反映していただくというイメージです。

岡 委 員： 一般的に設計者の方は、景観アドバイザーは手続きであるとおっしゃっています。指摘に対して対応できるものは対応し、対応できないことはスルーするという手順になってしまっている。それでは、良い景観をつくるという意識には至らないし、そういうふうな観点からアドバイスをされているというふうにも思わない。だから、その時アドバイスした内容にも責任を持っていただかないといけないし、この地域でこの建物を建てる時にこういうアドバイスを行っているのだということを、どんどん公表したらいいと思います。それに対応したか対応していないかは別として、こういうアドバイスがこの地域ではあったということをどんどん蓄積して行って、これからそこで造ろうとする人は、これまでのアドバイスを見ながらまたアドバイスをするとか、今までのアドバイスを知った上で地域を計画するというシステムを作らないと、せっかくのアドバイスが残っていかないと。アドバイザーの方も交代しますし考え方も違いますから、その時その時の発言が、一概には言えないが違うことも多く、なかなか地域に残らない性格なものみたいですので検討されてはと思います。

福 山 委 員： 市としては、罰則規定はないのか。

事 務 局： 罰則規定は法の中です。

福 山 委 員： 例えば、ピンク色の外壁にしたとして、景観には絶対そぐわないですね。そのような場合、そういうことをやった事業者に対して、市はどのように関与するのか。

事 務 局： 資料2の裏面にありますように、指導を無視して届出が出てきたものには勧告を出すということになります。それでも従っていただければ、手続きとして変更命令という形になります。しかし、法の中では代執行まではいかないということになります。

福 山 委 員： 新築の場合は法にのっとって言えるからいいが、改修に関しては難しいのではないかと。ほとんど出来上がってからシートがかぶっていて、外したらこんな色かというのがあってと思います。先ほど新築だけではないという話でしたが、市がきちんと周知していないと大変なことになるのではないかと。そういう人はあまりいないかもしれないが、もしそういうことがあった時に言えるようにしておかないといけない。数が多いとここではマンションが10年、15年で大改修しますから、この辺に周知させる手続きを考えておかないといけない。

事 務 局： 工夫してまいります。

木 下 委 員： 第5章も含めてなんですが、これから枚方市で独自に条例を作って「景観計画」も改訂して進めていこうという新たな時期にあるわけですね。そういうときに、市民の皆さんを巻き混んで、第5章に書いておられるように前向きに、一方的な規制ではなく皆さんで景観を作っていくんだということを熟成していくためにも、新たに周知していくということが大事だと思います。その方法をいろんなアイデアを持ち寄って、この機会をとらえて新たに皆さんに知っていただく、理解していただくということにも、一方では務めていただく必要があります。また、景観アドバイザーですが、これは専門的な方にデスクワークとしてお願いしている場合が多いと思いますが、ヨーロッパなどではそれを市民がやっている場合もあります。市民の方が自分のまちを守るために、パトロールとしてではなく、自分たちが日々まちで暮らしている中で、アドバイザー制度を作って景観をいろんな目でチェックしていくという制度を機能させている事例があります。そのように、市民が景観のことをきちんと学んで、自分たちのまちの景観アドバイザーになっていくというような形もあるのではないかと思います。専門の先生にお願いすると形骸化したり経費もかかる、何人も雇えないというようなことも考えれば、市民の人たちが自分たちでアドバイザー制度みたいなものを勉強して、立ち上げて守っていくというやり方も考え方の一つとして検討していただけたらと思います。

吉 川 会 長： いろいろご意見いただいておりますが、とりあえず骨子ということです。今後ともご意見賜ればと思います。時間がおしております、まだもう一つ議題が残っております。とりあえず今日は、景観計画の骨子と景観条例

の素案についてお示しをいただいて、ある程度理解を進めたということで取りまとめたいと思います。

第3号議案については、骨子として示されたのですが、事務局より「景観計画(素案)」については、景観区域を枚方市全域とした上で、大阪府の景観計画における行為の制限内容を参酌するとともに、これまで、枚方市景観形成要綱に基づいて実施してきた点も踏まえているとの説明がありました。「景観条例(素案)」については、現行の枚方市都市景観形成要綱および大阪府景観条例を踏まえたものとする方向で検討を進めているということでございます。今後、皆様のご意見をいただきながら完成度を高めていくことといたします。ということで、議案の第3号は事務局案どおりでご理解いただいたということにさせていただきたいと思います。

次に、審議案件第1号ですが、個人情報が含まれておりますので、非公開となります。従いまして、傍聴されている皆様方には、ここでご退出いただきたいというふうに思います。長時間になっておりますので、暫時休憩を取らせていただこうと思います。

(傍聴者退場)

吉川会長： それでは、審議会を再開いたします。

審議案件第1号に戻らせていただきまして「枚方宿歴史的景観建造物の指定について」事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、「枚方宿歴史的景観建造物の指定について」ご説明いたします。この歴史的景観建造物の指定につきましては、今回初めてとなる委員もおられますので、物件を紹介する前に、まず指定の趣旨や基準についてご説明いたします。

P1をご覧ください。指定の「趣旨及び目的」としましては、枚方宿地区は本市を代表する歴史性豊かな都市景観を形成しておりますが、一方で中心市街地の一面を成していることから、町家の建て替えが進み、町並みに変化が生じつつありました。そこで、平成10年度に制定した枚方市都市景観形成要綱に基づき、歴史的景観建造物を指定することで助成制度を適用し、住民と行政が一体となって魅力ある街なみ景観の形成を図ろうとするものです。

下の枚方市都市景観形成要綱(抜粋)をご覧ください。都市景観形成要綱

第21条第1項において「市長は、歴史的建築物等で、都市景観の形成上重要な価値があると認めるものを歴史的景観建造物に指定することができる」としており、第2項において「歴史的建造物を指定しようとするときは、あらかじめ、都市景観審議会の意見を聴かなければならない」。また、第22条第1項において「歴史的建造物の指定をしたときは、都市景観審議会の意見を聴き、当該歴史的建造物の保全計画を定めるものとする」としておりますことから、本日、歴史的建造物の指定とその保全計画についてご審議いただくものです。

P2をご覧ください。本審議会の前身の都市景観形成委員会においてH14年に承認いただいた「枚方宿歴史的景観建造物の指定基準」です。この指定基準をもとに、これまで枚方宿地区において13件の歴史的建造物を指定してまいりました。まず、指定の方針ですが、「枚方宿地区において、歴史的景観建造物を指定することの意義は、伝統ある町家等の建築的特徴を保存・継承し、地区固有の地域文化を守り育てることにあります。町家の建築的特徴は、必ずしも年代が古いほど、あるいは建物の規模が大きいかほど明確に現れ、価値があるという性格のものではない。町家が生活空間であることから、時代や建物の用途などにより変化し、改造が加えられて、建築当時の姿を正確に残しているとは限らないが、それぞれに価値を認めるべきものと考えられる。したがって、指定にあたっては、一律の基準のみで指定の物差しとするのではなく、枚方宿の伝統文化や現代生活との整合性を考慮した上で、建築的特徴を評価するものとする」としています。

次に指定の基準ですが、4つの項目を設けており、1番を必須項目として、それプラス2番3番4番のいずれかを満たすものを指定するとしています。

1番は、歴史的景観保全地区における歴史的環境整備ゾーンの区域内に立地しているもので、建築後、相当年数（概ね30年以上）が経過しているもの。2番は、中2階、虫籠窓、袖うだつ、出格子など枚方宿町家の伝統的様式を備えていること。若しくは蔵、門屋又はこれらに類するものであること。3番は、時代による変遷はあるものの、2を継承した建築的特徴を持ち、和瓦、漆喰、腰板などの伝統的素材を使用していること。4番は、伝統的様式に改造が加えられているが、改造度が低く、それを復元できるもの。としております。

P3・P4の位置図をご覧ください。こちらは、今までに指定してきました物件の一覧となっております。今回の候補地は、枚方宿地区内のほぼ中心にある中瀬家住宅です。

P5をご覧ください。中瀬家住宅歴史的建造物の保全計画(案)になります。所在地は三矢町2番6号、用途は住宅、建物の種別としましては主屋、構造階数としては木造中2階、間口は4間半、屋根形状は切り妻で材料は棧瓦、建築時期は明治元年(1868)となっており、先ほどの指定基準1番の築後30年以上を満たしております。

保全の方針としましては、本建造物は外観の1階は改造が多いが、2階の改造が少なく、虫籠窓や袖うだつ等、枚方宿の町家の特徴をよく残している。また、京街道の主要な場所にあることや、主屋に併設されている塀を含めると街道に面する間口が大きいこと、また、見越しの松などにより歴史的景観の形成に大きく寄与している。今後は、現状を保全するとともに、主屋については伝統的様式を可能な範囲で復元していく。としております。

保全すべき外観の部位は、「前面道路から望見できる外観」とし、その外観の意匠は「1階真壁造・2階大壁造、虫籠窓、袖うだつ」、その構造は、「木造中2階建て」でございます。

P6をご覧ください。建物に続いて和風塀が見えますが、和風塀を除く中2階となっている街道に面した主屋部分が、今回対象となる歴史的景観建造物でございます。

以上ご説明させていただきましたように、指定基準を満たしておりますことから、ご承認いただきたいと考えておりますので、ご審議下さいますようよろしくお願いいたします。

吉川会長： それでは、ただいま事務局より説明のありました件について、ご質問やご意見、ご提案など、意見交換をしていきたいと思っております。

ご意見やご質問がありましたらどうぞお願いします。

福山委員： これはどこの部位を改修されるんですか。

事務局： 街道から見える部分です。

福山委員： では虫籠窓、うだつのところですね。これが今かなり傷んでいるのですか。

事務局： 写真は綺麗に見えますが、実際は漆喰がはがれてペンキを塗っていると

ころがあります。それは漆喰を塗り直す予定がされています。大屋根の瓦については部分的に選んで付け替える予定がされています。ただ、1階部分の庇については、かなり傷んでいて全面やりかえる方向で検討されているそうです。

岡 委 員： 歴史的建造物に指定ということは、補助を受けたいという話が出てきた時に指定するのですか。

事 務 局： 事前に指定することもできるんですけども、実際指定してしまいますと原則保存ということになってきますので、原則的には補助を考えられている方が指定してもいいという形になっています。

岡 委 員： 地域の中でその前段階ってないんですか。もし修復したいと思ったら、お金が出ることを知らせるような、たくさん家があるなかで色分けができたらいいなと思ったんです。そうすると残りやすくなる。周りの人たちも皆さん見ているわけですので、壊そうか修繕しようか悩んでいる人に対して事前に、あなたの家は修復するならお金が出ますよとちゃんと伝えておいてあげると、少しは効果があるかなと思います。

吉 川 会 長： だいたいご理解いただいているのではないかなと思うのですが。

事 務 局： 地元でもまちづくり協議会というのがありまして、周知しきれなかった頃はそちらからお声掛けをいただいて、募っていた状況もあるのですが、現在はだいたいの方がご存知であると認識しています。

岡 委 員： では、対象でない家の方もわかっておられるのですね。

吉 川 会 長： 街並み整備事業は歴史物だけじゃないケースもあります。

事 務 局： 一般の建造物についても整備していただいたら助成はできます。

吉 川 会 長： P7の写真の見越しの松が出ている方の塀は歴史的建造物の指定部分とは関係ないのですか。

事務局： こちらは今回、歴史物の対象とはしておりません。あくまでも主屋の部分だけと考えています。

吉川会長： 塀の方は瓦とか漆喰とかは大丈夫なんですか。

事務局： 所有者としては、後々の修復を考えると合わせてしてほしいという思いはあると思いますが、枚方宿については文化財の方でも調査しておりまして、この資料には塀がとりあげられていないことから今回外させていただきました。

下村副会長： 法に基づく条例で景観法でいいますと、景観重要建造物の指定との関係が出てくると思うんです。今、条例で補助金を出して町の保全をやっている中で、今度条例に移行になった場合は、市が単独でお持ちの条例は書き換えになるのですか。

事務局： 今は要綱なのですが、条例に書き変えたとしても独自条例という形で残していこうと考えています。

下村副会長： 名称を変えずに、歴史的建造物でいくと。景観重要建造物じゃないと。

事務局： そうです。

下村副会長： 全国的にもまだまだ指定数が少ない状況でして、非常にポテンシャルが高い地域なんですよ。今までの経緯があるので、そのままでも一つだとは思いますが、今度、ダブルで出てくる可能性もありますよね。法に基づく方の景観重要建造物の指定の推進について国がどう言うかまだ分かりませんが、ダブル指定になるとややこしくなってくるなと思いついて、危惧しています。元々ここでやっている良い制度ですので、残すべきだとは思いますが、今度条例が変わる際に検討が必要だと思います。

事務局： その部分は、実際に条例を組み立てる中で工夫のいるところとおります。

吉川会長： 先ほどの推進地区の件もありますから、条例を交わされた時に景観条例

に従わないといけないというのと、元からあった分とをどううまく整合をとっていかかというのを考えていかなければならない。これで14件目で、もう動いてしまっていますから。ちなみに街並み整備事業で歴史的建造物ではない物件にお金をかけているのは何件くらいあるのですか。

事 務 局： 17件ほどあります。

福 山 委 員： 指導されて街並みにあったような格子壁みたいな形とかにされてるやつですよ。マンションの入り口を和風にしたりしている。

事 務 局： 中には、助成を受けずに自力で修景していただいている家もありますので、修景している家は実際助成している件数より多いと思います。

山 下 委 員： 五六市に毎月行ってまして、店を出す抽選に外れる店舗がどんどん出ているらしいくらい賑やかになっていて、あそこの電信柱を取っ払ったのは大正解だと思っています。かつ、この街並みが枚方のランドマークになれば、我々ももう少し胸を張れるなと思っていますので、条例ができてや手続きが複雑になり、この助成を利用する店舗が減り、せっかくの何かしようかという意欲が減退していくということに絶対ならないようにして、ルールであったり行政としての周知活動であったりをしっかりやっていただきたい。

小 野 委 員： 中瀬家は元は格子のところはお店だったんです。だから、ここの塀も無く、お店をやめられた時に街並みに合わせて、自分で改造されました。塀は新しいけれど、主屋は古くて本当にいい家です。

山 下 委 員： 景観審議会というのは厳正に審議する場かもしれませんが、この地区に関して言えば後押しする役割を果たしていきたいと思いますね。あまり細かいことを言わずに、どんどんやっていただきたいと思いますね。

事 務 局： ちなみに、今おっしゃっていただいたように塀は昔からのものではないため、歴史物に指定しませんけれども、改修する際には一般建築物としての助成は可能です。

福 山 委 員： 専門的に言うと、屋根がひずんだような形になっているでしょう。これをむくりというのですが、こういう歴史的建造物は昔の技法としてよくむくりを付けたのです。

山 下 委 員： 1件、鍵屋資料館の路地に入ったところに古い家がありますよね。残せるところは残せるのではないかなと思います。どっちにしても歴史建造物の指定は、どんどんしていきたいと思います。

吉 川 会 長： 全額保障はできませんので、そこが悩みどころですね。他にご意見、ご質問はございませんか。

山 下 委 員： 五六市の時に、能のお面みたいなのを飾る家がありますよね。あれは売り物じゃなくて、自分の家で持っているのを五六市のときに格子にかけて、非常にいい感じを出しています。家自体も良い家なので、ああいう家があるそこに増えたらいいなと思います。

事 務 局： 実は、かけられている方はあの家の方ではなくて別の方なのですが、雰囲気の良いものですのでつけていただいているようです。

恩 地 委 員： 作品ですか。何かされている方の。

事 務 局： そうですね。

吉 川 会 長： それでは、議論も出尽くしたかと思しますので、中瀬家住宅を枚方宿歴史的景観建造物に指定することについて、承認することといたします。本日の審議案件は以上でございます。その他報告及び協議事項として事務局より何かありますでしょうか。

事 務 局： 本日お配りしております、資料3「枚方市屋外広告物条例（素案）での都市景観審議会のかかわりについて」を説明いたします。

前回の都市景観審議会での審議の中で、「枚方市屋外広告物条例」は、現在、本市で業務を行っている大阪府条例を参酌して定めるというご説明をさせていただきました。また、過日の審議会においては、同業務が、本年1月に事務移譲されて間もないことから、今後3年程度をめどに屋外広告

物の状況の把握を行い、景観基本計画に即し、枚方市独自の条例をめざすべきではないかのご意見も頂いたところです。そうしたことから、景観の形成に影響の大きな屋外広告物に関して、条例における都市景観審議会の関与の内容の説明を行う必要があることから作成したものです。現在の大阪府条例においては、大阪府景観審議会が一定関与されていることから、枚方市においてもそれに準じた内容とするものです。主な審議会諮問事項は、「禁止区域の指定・変更」、「許可区域の指定・変更」、「広告物等の表示方法の制限等の規定等をする場合、許可区域における許可の基準」などでございます。なお、現在大阪府が指定をしていますのは、着色した項目のみとなっておりますので、平成26年4月からは、同様の内容で指定していただくよう進めてまいりたいと考えています。

以上で資料の説明といたします。

次に、次回の日程についてでございます。第2回審議会におきまして、今年度の全体の審議スケジュールをご説明いたしました。おかげさまで、本日も審議いただきました内容をもとに、修正すべきところは事務局で早急に対応した上で、e-アンケートに来週から取り組むこととなります。次回の審議会では、市民から寄せられた意見などの内容について、説明をする予定にしており、e-アンケートの締切日が、9月8日となっておりますことから、取りまとめの日数を配慮いただき、次回の審議会は、9月25日を予定しております。また、景観計画、景観条例に関しましては、平成26年4月の施行をめざしてございまして、こちらにつきましても、遅くとも12月早々には、市民の意見を聞きますパブリックコメントを実施しなければなりません。こうしたことから、景観計画、景観条例いずれにつきましても、内容が多方面にわたることから、事務局といたしましては、次回の審議会までに、専門的な見地からのご議論をさらに進めていただく機会を設けていただければと思っております。以上、報告事項と協議事項とさせていただきます。

吉川会長： ただいま事務局より説明のありました屋外広告物条例との関わりの件について、ご質問やご意見などございますか。

屋外広告物については、景観の形成に重要であることから、前回の審議会で、事務局に対しまして、3年程度をめどに、枚方市の景観特性を十分に踏まえた独自の条例をめざしてほしいと申しましたが、その後、事務局として庁内への説明などに取り組まれたと思います。先立って、委員の方の

前に私のほうから、その状況について質問させていただきます。

事務局： まず、屋外広告物許可につきまして、現状ですが、この1月に権限移譲があり、6月までに、約500基の屋外広告物を対象に約140の許可を行いました。許可の期間は2年ですので、新規物件以外は、あと1年6ヶ月で一巡することとなります。

前回審議会でいただきました意見につきましては、庁内の委員会で報告を行ったところです。今後、来年度に向けて市域の一定の区域での実情把握などの取り組みに向けた予算要求や事業計画など調整が必要となります。

吉川会長： 時間的な制約や、今年1月からの事務移譲に取り組まれているという状況で、来年度、平成26年4月から、実態の把握に向けた予算など庁内調整に入られるということなので、本審議会としても、そうした調査をされてから3年程度で、議論ができる状況、議論をまとめていける状況にしていきたいと考えております。そのために、行政には十分な配慮を求めていきたいと思いますが、皆さんそれでよろしいでしょうか。ご意見やご質問がありましたら、いただけたらと思います。

(意見なし)

吉川会長： それでは、屋外広告物に関してはご理解いただいているということで認識いたします。

続いて、先ほど次回の審議会の日程について説明がありましたが、今日も議案第3号の景観計画と景観条例について非常に細かなところまでご意見・ご質問があったと思います。事務局より専門的な見地から議論を進めてほしいとの話がありました。そこで、これらの案件については、罰則規定など関係機関との調整も必要となるということですので、検討課題が山積しておりますことから、専門部会という立場で、主に具体的な景観計画と景観条例の部分を専門分野の先生方で考えていきたいと思っております。特に、先ほども多田委員からもお話がありましたが、大阪府との関係も出てきますので多田委員にも専門部会に加わっていただいて5名で、来月くらいを目途に具体化をより進めていきたいと思っております。また、審議会としては、私が報告を受けるので私が取りまとめることにはいきませんので、専門部会の部会長は下村先生に、副部会長には岡先生にお願いし

たいと思いますが、よろしゅうございますか。

副会長（同意）、岡委員（同意）

吉川会長： 今、お二人のご了解をいただきましたが、こういう体制で進めていきたいと考えております。次回の審議会では、専門部会から私のほうが報告を受ける立場となることを、ご了承をいただきたいと思います。以上で、議案第3号の審議を終えさせていただきたいと思います。

吉川会長： それでは最後に、事務局にお聞きします。今、専門部会のお話をさせていただいているのですが、事務局としては、取決めや議論を、どう整理されていくのか、ご説明を簡単をお願いします。

事務局： 次回9月25日につきましては、e-アンケートの日程上少し空くということで、この時間を利用して議論を深めたいというのが我々の意図でございます。また、専門の先生方だけの議論というわけではなく、他の委員の方も含めまして事務局にいろいろご意見をこの間にいただければ、8月末に議論する中で事務局として一定整理をして、こうした意見も寄せられているという形で議論の材料・課題としてやっていきたいと考えております。

吉川会長： 次回以降の場でもいろいろ議論いただける機会があるということです。効率化を図って4月までに間に合わせないといけないというところですので、積極的に委員の皆様の方からも事務局の方に景観計画・景観条例についてのご意見を寄せていただければと思います。

### 3 閉会

吉川会長： それでは、以上をもちまして、本日の審議は、これで終わらせていただきます。最後に森都市整備部次長より閉会のごあいさつをお願いいたします。

次長挨拶： 閉会に際しまして、一言ご挨拶申し上げます。

今日は、多くの案件が重なる中、長時間のご審議本当にありがとうございました。

都市景観基本計画改訂(案)について本日いただいたご意見また写真は重要とのご指摘をふまえ、できるだけ調整し、会長にご確認いただいた上で

e-アンケートを実施してまいります。

また、景観計画(素案)及び景観条例(素案)につきましては、今回、骨子ということで、まだまだ精査していく必要がございますので、今後、専門部会の方でご議論いただきながら、完成度を高めてまいりたいと考えております。

また、審議会の中で効果的な周知方法についてもご意見いただいたところでもあります。都市整備推進室は、マンション、建築協定協議会などいろいろな団体との関りをもっておりますので、今後その方面でも精査いたしまして、効果的な周知方法を考えてまいりたいと思っております。

引き続き、タイトなスケジュールではございますが、効率的な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方には、何かとお力添え下さいますよう今後ともよろしく願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

吉川会長： 本日は委員の皆様方にはありがとうございました。8月になりますが、ますます暑くなると思いますので、ご健康にはお気をつけて、9月の審議会にはしっかりとした議論ができればと考えております。これをもちまして、審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。